

情報最前線

5月の市税ごよみ

20日 固定資産税第1期分の督促状の発送

6月2日 軽自動車税全期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

市税の納付は口座振替が
便利で安心です

市税などの納付方法を口座振替にすると、自動的に納付されるので、納め忘れがなく便利で安心です。

口座振替の手続きは、預金通帳と通帳届出印を持って、各金融機関の窓口へお申し込みください。

申し込みした翌月の末日から口座振替ができます。

■取扱金融機関

伊予銀行、周桑農業協同組合、西条市農業協同組合、愛媛銀行、東予信用金庫、広島銀行、愛媛信用金庫、香川銀行、百十四銀行、四国労働金庫、ゆうちょ銀行

■問合せ

市庁舎本館納税課

納税第2係

TEL 0897-52-1279

自動車税・軽自動車税の
出張収納窓口を開設します

東予地方局と市では共同で出張収納窓口を開設し、平成20年度の自動車税と軽自動車税の納付を受け付けます。

日頃、仕事などで忙しいため、金融機関などでの納付が困難な方は、お気軽にご利用ください。

■開設場所

フジグラン西条（新田）

■開設日時

5月24日（土）・25日（日）・31日（土）、6月1日（日） 9時～18時

※5月中旬に納税通知書を納税者へ郵送しますので、当日に持参してください。

■問合せ

○自動車税について

東予地方局（旧西条地方局）

税務管理課

TEL 0897-56-1300

○軽自動車税について

市庁舎本館納税課

納税第1係

TEL 0897-52-1278

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を指定しました

土砂災害から国民の生命を守るため平成13年4月1日に「土砂災害防止法」が施行されました。この法律では、土砂災害が発生する恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、著しく危険な既存住宅の移転などの対策を推進することを目的としています。

市内においても、愛媛県によって土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定が進められ、地元説明会の開催などを経て、下表の区域が指定されました。

指定地区	指定地区番号	区域名	自然現象の種類	指定区域の種類
津越地区	206-I-138（1）	津越	急傾斜地区の崩壊	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
市倉地区	206-1118	市倉川上川	土石流	土砂災害警戒区域
市倉（長瀬）地区	206-1119	東市倉川	土石流	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
	206-1120	市倉川		
舟形地区	206-2045	倉谷川	土石流	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
	206-2046	西倉谷川		
中寺地区	206-2054	中寺下川	土石流	土砂災害警戒区域
	206-2055	中寺上川	土石流	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
千町地区	206-1124-1	千町上川	土石流	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
	206-1124-2	千町上川		
	206-1125	千町川		
下津池地区	206-I-144（1）	下津池	急傾斜地区の崩壊	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
黒代地区	206-I-146（1）	黒代	急傾斜地区の崩壊	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

お問い合わせ先

- ◆土砂災害警戒区域について
市庁舎本館災害予防課 災害予防係 TEL0897-52-1267
- ◆警戒避難体制について
市庁舎本館危機管理課 防災計画係 TEL0897-52-1282

- ◆土砂災害特別警戒区域について
愛媛県庁砂防課 急傾斜係 TEL089-941-2111
- ◆建築物の構造規制について
市庁舎別館建築住宅課 建築審査係 TEL0897-52-1558